

平成24年 7月 6日

平成24年5月10日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について監査を行ったので、同条第4項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

津山市監査委員 中尾 義明

## 第1 住民監査請求

### 1 請求の内容

#### (1) 請求人

請求人は「津山市〇〇〇〇 〇〇〇」である。

#### (2) 請求があった日

請求書は平成24年5月10日に提出された。

#### (3) 請求の要旨

市長が平成22年度に交付した議員に対する政務調査費のうち、違法・不当な目的外支出分について、現議員22名に対して総額4,832,955円の不当利得返還請求を求めるとともに、この先の適正支出を確保するための必要な措置を講ずることを求める。

#### (4) 請求の理由

市長が平成22年度に交付した議員に対する政務調査費が適法な支出であったかについて、全国市民オンブズマン連絡会議の指針を基本として、政務調査の目的に合致しないと確認したものを不当利得として返還請求した。

政務調査の目的に合致しないと認められる経費については、全額カットした。また、対象経費に「選挙活動」、「政党活動」、「後援会活動」、「政務調査活動」、「一般人としての活動費」が混在するものについては、按分して支出すべきとした。

項目別には次のとおりである。

- ア 調査旅費については、「議員の良心」を信じ監査請求の対象から原則的に除外した。ただし、公務出張においては自家用車の使用を認めていないので、自家用車で近府県に調査に出かけた場合の燃料費等は全額カットした。
- イ 資料作成費，資料購入費については，おしなべて2分の1をカットした。
- ウ 広報費について，議会活動報告の印刷費は，おしなべて2分の1をカットした。また，郵送費，切手代等も2分の1をカットした。
- エ その他の経費について，「燃料費」，「電話代」，「通信費」等で議員が経費の3分の1を計算して支出額としたものは経費の4分の1を認めることとし，その差額である1/2分の1を過払いとして返還を求めた。
- オ ホームページ作成費，パソコン関係費用は，議員として備わっているべき「資質」であるとして全額カットした。

(5) 各議員の目的外支出額

議員名	目的外支出額(円)	対象経費
吉田 耕造	323,414	資料作成費、広報費、その他の経費
森西 順次	206,576	資料作成費、資料購入費、広報費、その他の経費
森岡 和雄	172,306	資料作成費、広報費、その他の経費
松本 義隆	157,999	広報費、その他の経費
久永 良一	256,856	広報費
原 行則	120,159	資料購入費、広報費、その他の経費
野村 昌平	234,770	資料購入費、広報費、その他の経費
西野 修平	238,812	調査旅費、資料購入費、広報費、その他の経費
中島 完一	213,540	資料作成費、広報費、その他の経費
竹内 靖人	240,525	資料購入費、広報費、事務所費
竹内 邦彦	273,467	資料購入費、広報費、その他の経費
田口 慎一郎	178,921	調査旅費、資料作成費、資料購入費、広聴費、その他の経費
末永 弘之	131,520	調査旅費、資料作成費、広聴費、広報費、その他の経費
近藤 吉一郎	390,322	資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、その他の経費
河本 英敏	285,388	資料作成費、資料購入費、広報費
黒見 節子	196,016	広報費

議員名	目的外支出額(円)	対 象 経 費
木下 健二	263,052	資料作成費、広報費
川端 恵美子	225,339	資料購入費、広報費、その他の経費
岡安 謙典	90,840	資料購入費、その他の経費
岡田 康弘	148,168	調査旅費、資料作成費、資料購入費、その他の経費
秋久 憲司	230,620	資料購入費、広聴費、その他の経費
津本 辰己	254,345	広報費
合 計	4,832,955	

#### (6) 事実証明書

本件に関する事実証明書として、政務調査費収支報告書、支出伝票、領収書その他支出の事実を証する書類の写しが提出された。

#### 2 証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成24年5月18日に、請求人から請求の理由等について陳述を受けた。

### 第2 要件審査等

#### 1 請求人について

請求人は、津山市の住民であることを確認した。

#### 2 その他の要件について

提出された住民監査請求書には、監査の対象となる行為、当該行為のあった期間、講ずべき措置等が記載され、これを証する書面も添付されていた。また、請求書の提出も、当該政務調査費にかかる収支報告書等の閲覧が可能となる日から1年を経過していない。

よって、本請求は地方自治法第242条に規定された要件を満たしていると確認した。

#### 3 監査委員の除斥について

議員から選任されている河本英敏監査委員は、本人が直接利害関係のある事件の監査となるので、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

### 第3 監査の実施

#### 1 着眼点

当該政務調査費について、支出の手続きが適正に行われ、かつ、適法な支出であるかを判断するため、次の着眼点に照らして監査を実施した。

- ・ 政務調査費制度と、本市における事務の取扱いはどうなっているか。
- ・ 監査請求の対象となる支出が政務調査の目的に合致したものであるかどうか。
- ・ 以上の結果を踏まえ、求められた措置を行う必要があるかどうか。

#### 2 関係職員の事情聴取

平成24年6月6日、関係職員である議会事務局の職員の事情聴取を実施し、政務調査費制度、収支報告書等の点検方法、請求の対象となっている支出について補足説明等を聴取した。また、一部議員の収支報告書等について、本監査請求提出後に補正が行われていることを確認したので、補正が行われた資料については写しの提出を求めた。

#### 3 監査の方法

本件監査においては、請求の対象となった政務調査費の支出に係る収支報告書等を調査し、当該経費が政務調査費の用途としての合理性、必要性を有しているかどうかを検証した。結果、請求人の主張する違法・不当な支出があるかどうかを判断した。

### 第4 監査の結果

#### 1 津山市の政務調査費制度

政務調査費は、地方自治法第100条第14項の「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」、「交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」との規定に基づいて交付される。

津山市においては、地方自治法のこの規定を受け、条例、規則並びに規程を定め、「政務調査費の透明性を確保すべくその用途を明確にし、その活動成果を市民と共有し得ることを常に念頭に置き、議員及び会派活動の充実を図る」（津山市議会政務調査費の交付に関する条例前文より）ことを目指した制度運営を行っている。また、議会においては、これらの例規を補完し政務調査費の適正な支出

と円滑な事務処理を目的に、議員間で申し合わせ事項を定めている。

主な内容は次のとおりである。

(1) 津山市議会政務調査費の交付に関する条例(平成20年津山市条例第2号。

以下「条例」という。)

- ・ 政務調査費は、津山市議会における会派及び議員に対して交付する(第2条)。
- ・ 議員に対する政務調査費は、毎月1日に在職する議員に対し、月額43,000円を、毎年4月及び10月に、それぞれ交付月以降の6月分を交付する(第4条)。
- ・ 議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない(第5条)。
- ・ 議員は、政務調査費収支報告書及び政務調査費活動報告書を作成し、領収書その他支出の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度経過後4月30日までに議長に提出しなければならない(第7条)。
- ・ 議員は、交付を受けた政務調査費の総額から、調査研究に必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額を返還しなければならない(第8条)。
- ・ 議長は、提出された収支報告書、政務調査費活動報告書等を、年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない(第9条)。

(2) 津山市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成13年津山市規則第9号)

- ・ 政務調査費の交付を受けようとする議員は、政務調査費交付申請書及び政務調査費活動計画書を議長を経由して市長に提出しなければならない(第2条)。
- ・ 市長は、政務調査費の交付申請があったときは、その内容を審査し、議員に対して交付すべき政務調査費の額を決定し、議員に通知する(第3条)。
- ・ 政務調査費の交付日は、毎年4月及び10月の末日とする(第5条)。

(3) 津山市議会政務調査費の交付に関する規程(平成20年津山市議会告示第1号。以下「政務調査費規程」という。)

- ・ 政務調査費の使途基準は、別表第2に定めるとおりとする（第2条）。
- ・ 条例第7条に規定する領収書等の種類及び要件は、次のとおりとする（第3条）。
  - ① 領収書は、日付、金額、内容及び発行者名が明記され、領収印が押印されていること。ただし、レシートについては、領収印を省略することができる。
  - ② 領収書のあて名は当該議員氏名とする。ただし、レシートについては、あて名を省略することができる。
  - ③ その他支出の事実を証する書類は、受領書及び振込受領書、高速道路等の利用証明書のほか、領収済等と明記されている納品書、明細書及び請求書とする。
- ・ 政務調査費の交付を受けた議員は、当該政務調査費の経理について、次の各号に定めるところにより処理しなければならない（第5条）。
  - ① 政務調査費に係る会計帳簿を調製し、収入伝票及び支出伝票により出納を行うこと。
  - ② 出納は、政務調査費専用の議員名義の預金口座を設けて行うこと。
  - ③ 支出したときは、領収書等を徴し、支出伝票に貼付すること。ただし、領収書等を徴することができない場合は、支払証明書を作成し、支出伝票に貼付すること。

別表第2（使途基準）

項 目	内 容
研究研修費	議員が研究会又は研修会を開催するために必要な経費及び他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器の購入費及びリース代等）
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

広報費	議員の調査研究活動，議会活動及び市の政策について住民に報告し，PRするために要する経費（広報紙，報告書等の印刷費及び送料，会場費等）
広聴費	議員が住民からの市政，議員の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費，印刷費，茶菓子代等）
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃貸料及び維持管理費，備品及び事務機器の購入費及びリース代等）
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

(4) 議員に対する政務調査費に関する内規及び取扱要領（平成20年4月1日制定 議員間の申し合わせ事項）

ア 内規

- ・ 議員は，自らの政務調査費の用途について責務を持ち，全ての支出について資料を準備し，その根拠を市民にわかりやすく説明できるようにしなければならない。
- ・ 政務調査費を支出した場合，支出の内容を記入した支出伝票及び領収書等の証拠書類を綴ったファイルを作成する。
- ・ ファイルは，議会事務局にて5年間保管する。

イ 用途に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）

- ・ 領収書の取扱い上の注意と，領収書を確認するときの6つのポイントを例示している。
- ・ 政務調査費で支出できない経費を例示している。
- ・ 政務調査費の用途について，政務調査費規程中の別表第2にある項目ごとに，支出内容の例示とその取扱い要領を記載している。その中で，調査旅費については，「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に基づいて計算された額を支出額とすることとし，また，自家用車を使用した場合は，路程1キロメートルにつき37円を乗じた額を旅費として認めるとしている。

## 2 政務調査費交付の事実

平成22年度の議員に対する政務調査費は、平成22年4月に全32議員から交付申請が提出され、支出負担行為の手続きの後、総額16,512,000円が支払われている。

会計年度経過後、交付を受けた全議員から支出の事実を証する書類を添付した収支報告書及び活動報告書が提出され、うち15議員からは、残余分が返納されている。返納総額は1,861,290円となっている。

## 3 監査委員の判断

### (1) 支出の違法性について

#### ア 調査旅費の車賃

請求人は、公務出張における自家用車の使用を認めていないので、自家用車を使用した場合の燃料費等の支出は認めないと主張している。請求理由にあるこの「燃料費等」については、請求の内容からみて調査旅費における車賃の支出を意味するものと解した。この点について判断する。

調査旅費については、取扱要領で、「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年津山市条例第2号）」に基づいて計算された額を支出額とするとしている。しかし、本市における公務出張においては自家用車の使用を認めておらず、同条例が準用する「津山市職員等の旅費に関する条例（昭和42年津山市条例第6号）」中には、自家用車を使用した場合の記述がないため、同取扱要領において、自家用車を使用した場合は路程1キロメートルにつき37円を乗じた額の車賃を旅費として認めるとしているものである。

請求人は、自家用車で出かけた場合の車賃の支出を認めないとしているが、本市周辺の公共交通機関の状況から考えると、政務調査活動において議員自らの自家用車を使用して目的地に行くことは合理的かつ有効な手段であり、そのための経費として車賃を支出することは、政務調査費の使途として合理性、必要性を有していると考ええる。また、路程に応じ1キロメートルにつき37円とする単価についても、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」第19条に準じたもので、多くの団体に旅費計算の基準に採用されており、概ね一般的なものと判断する。

したがって、公務出張で自家用車の使用を認めていないから、すべての車賃の支出は認めないとする請求人の主張は理由がないと認め、調査旅費の支出が違法・不当な支出にあたるかどうかの判断は、その目的、内容により判

断する。

#### イ 資料作成費，資料購入費及び広報費

請求人は，資料作成費，資料購入費及び広報費については，おしなべて支出額の2分の1を按分して支出すべきと主張している。この点について判断する。

政務調査費は，議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するとされている。資料作成費，資料購入費についても，その支出が政務調査の目的に合致するか，個々の支出ごとに個別に判断されるべきものである。また，支出の中に議員としての調査研究活動の部分とそうでない部分が混在し区分が困難な場合には，「社会通念上相当な割合による案分をして政務調査活動に資する費用の金額を確定するのが相当である（青森地方裁判所 平成19年5月25日判決）」ことが示されている。

請求人の主張のとおり，個々の支出の中には，調査研究活動の部分とそうでない部分が混在しているものが多く存在することは事実であるが，それをもって一律に2分の1を政務調査費とする手法は，当該支出が政務調査に該当するか該当しないか判断することを怠ったものであり，採用することはできない。

したがって，資料作成費，資料購入費及び広報費については，個々の支出ごとに，政務調査の目的に合致するか，また，経費の一部を按分して支出すべきものかどうか個別に判断する。

#### ウ その他の経費

請求人は，「燃料費」，「電話代」，「通信費」等のその他の経費について，議員が経費の3分の1を計算して支出額としたものは経費の4分の1を認めることとし，その差額である12分の1を過払いとして返還を求めたと主張している。この点について判断する。

「燃料費」，「電話代」，「通信費」等は，政務調査費のみならず，一議員として政党活動，後援会活動，私的にも使う部分が含まれることが想定される経費であり，当該経費については，按分して政務調査費を支出すべきものと考えるのは，請求人の主張のとおりである。

これらの経費は，政務調査に該当する部分とそれ以外の部分をできるだけ明確に区分して政務調査費を交付するのが制度の本旨であろうが，すべての政務調査活動を明確に説明しそれを証明するのは多大な労力を要するもの

であり、それによって政務調査費交付の本来の目的を阻害する可能性もあり、現実的な方法として標準的な按分割合による算出方法が取り入れられたものと推察される。

本市の取扱要領においては、『燃料費(ガソリン代)』、『通信費(電話代)』については、全額の3分の1を認め、年12万円を上限とする。」としている。3分の1という按分比率については、請求人のように異論もあることは想定されるが、裁判事例等においてもその按分比率は一律には論じられていないことや、支出の上限を12万円としており他の地方公共団体と比較しても一概に高いものではないことなどから、現時点では妥当なものと判断する。

本件監査においては、議員活動の自主性を尊重する観点から、明らかに使途制限の違反が疑われる場合を除き、政務調査の具体的な目的や内容等に立ち入った審査は行わないこととしているが、議員本人がその説明責任を有しているのは言うまでもなく、取扱要領中の記述にも「議員は、自らの政務調査費の使途について責務を持ち、全ての支出について資料を準備し、その根拠を市民にわかりやすく説明できるようにしなければならない。」とされており、条例の趣旨のとおり「透明性を確保すべくその使途を明確にする」ことは担保されていると期待する。

したがって、燃料費、電話代等の経費については、経費の一部は政務調査の目的に使用されたもので、その3分の1を政務調査費として支出することは妥当であり、4分の1のみを認めるとした請求人の主張を直ちに採用する理由はないものと判断する。

#### オ ホームページ作成費、パソコン関係費用を全額カットした件について

請求人は、ホームページ作成費、パソコン関係費用は、議員として備わっているべき「資質」であり全額カットするとしている。この点について判断する。

昨今、パソコンはビジネスにおいては欠かせないアイテムの1つになっている。請求人は、議員であればパソコンは当然持っているべきものであり、ホームページの作成も自ら行うのは当然と主張している。

しかし、パソコンが身近なものになりその活用範囲が広がるとともに、用途別に複数台所有する人も増えているのも事実である。市議会議員が、その政務調査の用途を主目的としてパソコンを購入することは想定されることであり、政務調査のためその経費の一部を政務調査費から支出するのは妥当であると判断する。

また、自分のホームページの作成や更新を、自ら行うか他者に依頼して行うかについては議員の裁量の範囲である。政務調査の目的をもってホームページの作成・更新を行う費用についても、政務調査費とすることは、妥当であると判断する。

したがって、ホームページ作成費、パソコン関係費用を全額カットするとした請求人の主張は、理由はないと判断する。

## (2) 個別の支出について

以上の判断に基づき、各議員の政務調査費の支出のうち請求人が返還の対象とした支出について、次のとおり確認した。

### ア 吉田耕造議員

請求人が返還の対象とした支出は、資料作成費としてパソコン購入代金の3分の1相当額 75,325 円、広報費としてホームページ更新費及び議会報告印刷代 263,000 円、その他の経費としてガソリン代の3分の1相当額 66,357 円である。いずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

### イ 森西順次議員

請求人が返還の対象とした支出は、資料作成費としてパソコン、プリンター及びこれらの消耗品購入代金の3分の1相当額並びに市政報告印刷代等の合計額 128,672 円、資料購入費として新聞購読料 127,404 円、広報費として切手及びはがき代 28,600 円、その他の経費として電話代及びガソリン代の3分の1相当額 103,777 円である。いずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

### ウ 森岡和雄議員

請求人が返還の対象とした支出は、資料作成費としてパソコン及び複写機購入代金の3分の1相当額 126,666 円、広報費としてホームページ管理料 161,280 円、その他の経費として電話代及びガソリン代の3分の1相当額 240,000 円である。いずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

### エ 松本義隆議員

請求人が返還の対象とした支出は、広報費として市政報告だより印刷代 210,000 円、その他の経費として電話代の3分の1相当額及びガソリン代の支出上限額を合わせた 176,946 円である。いずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

### オ 久永良一議員

請求人が返還の対象とした支出は、広報費としての議会報告の印刷代、用紙代、封筒代、郵送料及び折込み料 513,715 円である。いずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

カ 原行則議員

請求人が返還の対象とした支出は、資料購入費として図書購入代金及び新聞購読料 96,218 円、広報費として議会だよりの印刷代及び用紙代 63,340 円、その他の経費として電話代及びガソリン代の 3 分の 1 相当額 161,540 円である。いずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

キ 野村昌平議員

請求人が返還の対象とした支出は、資料購入費として新聞購読料 101,834 円、広報費として議会だよりの印刷代、用紙代及び新聞折込料 308,775 円、その他の経費としてガソリン代の 3 分の 1 相当額 117,866 円である。いずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

ク 西野修平議員

請求人が返還の対象とした支出は、調査旅費として県内への 7 件及び広島県への 1 件の車賃 38,417 円、資料購入費として新聞購読料 93,504 円、広報費として議会報告の印刷代及び新聞折込料 222,390 円、その他の経費として電話代及びガソリン代の 3 分の 1 相当額 143,647 円である。なお、請求人の請求額 238,812 円のうち 6,538 円については、支払いの事実はなかった。支払った経費はいずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

ケ 中島完一議員

請求人が返還の対象とした支出は、資料作成費としてパソコン購入代金の 3 分の 1 相当額 33,266 円、広報費として封筒印刷代、郵送料及び紙折代 359,105 円、その他の経費として電話代及びガソリン代の 3 分の 1 相当額 102,686 円である。いずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

コ 竹内靖人議員

請求人が返還の対象とした支出は、資料購入費として新聞購読料 90,584 円、広報費として封筒、プリンターインク及び宛名ラベル購入代金の 3 分の 1 相当額並びに議会だよりの印刷費及び郵送料の合計額 320,404 円、事務所費としてパソコンの購入代金及びリース料、プリンター消耗品、コピー機のリース料及び使用料で、これら総額の 3 分の 1 相当額 154,952 円である。いずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

サ 竹内邦彦議員

請求人が返還の対象とした支出は、資料購入費として図書及びパソコンソフト購入代金並びに新聞購読料 102,576 円、広報費として議会レポートの印刷費及び郵送料並びに封筒、用紙及びはがき購入代金並びにホームページ更新料 210,526 円、その他の経費として電話代、ファックス代及びガソリン代の 3 分の 1 相当額 197,040 円である。いずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

シ 田口慎一郎議員

請求人が返還の対象とした支出は、調査旅費として大阪府への車賃 12,654 円、資料作成費として封筒作成代及びコピー代 42,772 円、資料購入費として図書購入代金及び新聞購読料 179,014 円、広聴費としてアンケート返信用封筒の印刷代 16,800 円、その他の経費として I C レコーダー及びパソコンソフト購入代金並びに電話代及びコピー機リース料の総額の 3 分の 1 相当額 62,766 円である。支払った経費はいずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

ス 末永弘之議員

請求人が返還の対象とした支出は、調査旅費として島根県への車賃、高速道路利用料及び手土産購入代金 11,117 円、資料作成費として用紙代及び写真代 98,250 円、広報費として市政研究・市議会報告会用品購入代金 23,310 円、広聴費としてアンケート調査費用及び封筒印刷代 80,000 円、その他の経費として電話代の 3 分の 1 相当額 48,222 円である。支払った経費はいずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

セ 近藤吉一郎議員

本議員の収支報告については、平成 24 年 6 月 4 日に同議員から修正申立書が提出され、広報費及びその他の経費の支出額の変更と、広聴費の支出の取り下げが行われている。以下、変更後の支出額に基づいて判断する。

請求人が返還の対象とした支出は、資料作成費として用紙代、コピー代及び文房具等購入代金 28,543 円、資料購入費として新聞購読料及び DVD 購入代金 96,537 円、広報費として飲料代、茶菓子代及びホームページ更新料 257,330 円、その他の経費として電話代及びガソリン代の 3 分の 1 相当額 176,289 円である。支払った経費はいずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

ソ 河本英敏議員

請求人が返還の対象とした支出は、資料作成費としてコピー機リース料

52,535 円，資料購入費として新聞購読料 53,262 円，広報費として用紙代及び郵送料 491,251 円である。支払った経費はいずれも政務調査の目的に合致しており，その額も適正と認めた。

タ 黒見節子議員

請求人が返還の対象とした支出は，広報費として用紙代，封筒代及び郵送料 392,032 円である。支払った経費はいずれも政務調査の目的に合致しており，その額も適正と認めた。

チ 木下健二議員

請求人が返還の対象とした支出は，資料作成費として議会だより作成料及びホームページ更新料 400,000 円，広報費として議会報告の新聞折込料 126,105 円である。支払った経費はいずれも政務調査の目的に合致しており，その額も適正と認めた。

ツ 川端恵美子議員

請求人が返還の対象とした支出は，資料購入費として新聞購読料 104,895 円，広報費として議会だよりの用紙代，印刷代及び郵送料 298,710 円，その他の経費として電話代及びガソリン代の 3 分の 1 相当額 94,150 円である。支払った経費はいずれも政務調査の目的に合致しており，その額も適正と認めた。

テ 岡安謙典議員

請求人が返還の対象とした支出は，資料購入費として図書購入代金及び新聞購読料 63,034 円，その他の経費として電話代，ガソリン代及びインターネット接続料の 3 分の 1 相当額 237,289 円である。支払った経費はいずれも政務調査の目的に合致しており，その額も適正と認めた。

ト 岡田康弘議員

請求人が返還の対象とした支出は，調査旅費として徳島県及び兵庫県への車賃 32,485 円，資料作成費として議員だよりの印刷代 85,000 円，資料購入費として図書及びDVD購入代金 77,930 円，その他の経費としてガソリン代の支出上限額 120,000 円である。支払った経費はいずれも政務調査の目的に合致しており，その額も適正と認めた。

ナ 秋久憲司議員

請求人が返還の対象とした支出は，資料購入費として図書購入代金及び新聞購読料 80,789 円，広聴費としてプリンター等パソコン周辺機器購入代金の 3 分の 1 相当額並びに用紙代及び封筒購入代金の合計額 281,173 円，その他の経費としてガソリン代の 3 分の 1 相当額及び電話代の支出上限額

179,478円である。支払った経費はいずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

## 二 津本辰己議員

請求人が返還の対象とした支出は、広報費として封筒及び議会だよりの印刷代並びに送付料508,691円である。支払った経費はいずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。

## 4 結論

以上のとおり、請求の対象となった支出は、いずれも政務調査の目的に合致しており、その額も適正と認めた。したがって、本件請求には理由がないので、監査委員は何らの措置もとらないものとする。

## 第5 監査委員の意見

政務調査費支払いの事実を証する書類として保管されている収支報告書、領収書等は、保管されている間は市民の閲覧に供されるものである。政務調査費の用途は、最終的には議員自らが説明責任を果たすべきものではあるが、制度上定められているこれらの保管書類は、第一義的にその用途を説明していなければならない。

本件監査において、これらの書類の点検を実施したが、その取り扱いについては、改善すべきと思われる事項がいくつか見受けられたので、次のとおり列挙しておく。

- (1) 領収書等の宛名について、議員氏名を記すとされているが、姓のみ記載のものや会派名が記載されたものが散見された。また、但し書きの記載がない領収書も多く、職員に聴取する等の方法により別途確認せざるを得なかった。領収書等の取扱いについては、定められた取り扱いの徹底を望む。
- (2) 銀行振込、郵便振替、コンビニエンスストアでの払込み等を利用した場合、その領収書に必要事項のすべてが記載されていることは少なく、支出の内容を説明できないものが大部分である。このような領収書には、納品書、明細書又は請求書の添付を義務付けることとするよう要望する。
- (3) 議員自らが作成する支払証明は、支払いの事実を証明する証拠書類としては採用することはできないものである。領収書を徴することができない場合には、他に支払の事実を証明できる書類を添付する取扱とするよう改善を求める。
- (4) 調査旅費について、自家用車を使用した場合は、路程に応じ1キロメートルにつき37円を乗じた額を旅費として認めるとしている。監査結果中で述

べたとおり、この単価は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じた額で直ちに違法というものではないが、旅費の算出基準としている「津山市職員等の旅費に関する条例」の第26条には、「旅費が明らかに不足し、又は超過すると認められる場合においては、協議して、旅費の全部又は一部を増額し、若しくは減額して支給することができる。」とされており、この条例が実費支給を原則としていることが推察される。他都市の例を見ても、これより低い単価で支給している団体も多く存在している。本市の実情に合致した単価の再検討を望む。

また、現在の取扱基準では、車賃を支出した同じ行程について、支払ったガソリン代の3分の1を重複支出する可能性が残されている。関係職員からは「議員の判断により除かれている」とする説明を受けたが、取扱要領に記載する等、取り扱いの徹底を望む。

- (5) ホームページの作成・更新費について、ホームページの内容等によっては政務調査の目的外の支出とされる裁判例もあり、成果品の写しの添付を義務付けるなど、その内容の明確化を図るよう改善を求める。
- (6) 立替払いをした第三者が発行した領収書を添付する場合は、本来の支払先、支出の内容及び原因について、証拠となる書類の添付を必要とするよう改善を求める。

近年、政務調査費については、世論の関心もより高まっている。今後においても、その交付手続きの透明性のより一層の向上に努め、政務調査費が議員活動の充実向上に寄与していくことを望む。